

○国の補助の特例の対象となる津波避難対策緊急事業に係る主務大臣の定める基準を定める件
(平成26年国土交通省告示第412号)

制定 平成26年3月31日国土交通省告示第412号

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第13条第1項の規定に基づき、国の補助の特例の対象となる津波避難対策緊急事業に係る主務大臣の定める基準を次のように定める。

- 1 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第105条の3第2項に規定する交付金、地域再生法（平成17年法律第24号）第13条第2項第3号に規定する交付金、社会資本整備総合交付金又は防災・安全社会資本整備交付金を充てて行う次のいずれかの事業の対象となる事業であること。
 - 一 港湾改修事業
 - 二 津波・高潮危機管理対策緊急事業
 - 三 都市防災総合推進事業
- 2 都市防災総合推進事業の対象となる事業にあつては、次に掲げるすべての要件を満たすこと。
 - 一 市町村が作成する津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第1項に規定する推進計画その他の津波からの居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）の迅速かつ円滑な避難の確保のための施策を総合的に推進するための計画（第4号において「津波避難計画」という。）

に当該事業に関する事項が記載されていること。

二 居住者等の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの迅速かつ円滑な避難の確保を主たる目的とするものであること。

三 津波からの迅速かつ円滑な避難の用に供する避難場所（一時的な避難の用に供するものに限る。）又は当該避難場所までの避難の用に供する避難経路を整備するものであること。

四 前号に規定する避難場所又は避難経路の整備が十分に行われていないため居住者等の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの迅速かつ円滑な避難を確保することができないと認められる地区であって市町村が作成する津波避難計画において防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報その他の津波からの居住者等の迅速かつ円滑な避難に資する施策を講ずることが定められている地区の居住者等の津波からの避難の用に供するものであること。